

「コンテナ連結片」事件

【事件の概要】

請求項では物の形状に作用的な限定がされていたところ、被告製品はその作用を有しないとして請求項の要件を充足しないと判断された事例。

【事件の表示、出典】

H24.4.12 大阪地裁平成23年（ワ）第4131号、最高裁HP

【キーワード】

均等論、作用的限定

1. 事実関係

(1) 事案の概要

原告は、第4543382号特許権（発明の名称：上下に載置した2つのコンテナを連結するための連結片、出願日：平成15年4月2日、登録日平成22年7月9日）を有している。原告は、被告に対し、被告が製造・販売しているコンテナ連結具が原告の特許権を侵害しているとして、その差し止め及び損害賠償の支払い等を求めて提訴した。

(2) 本件特許発明の内容

- A 上下に載置した2つのコンテナ（35、36）をそれぞれのコーナーフィッティングにおいて連結するための4個一組で使用される連結片であって、
- B 4個一組で当該連結片を用いて前記2つのコンテナを連結させるための、
- C 係止板（21）と、前記係止板（21）から延設して上段コンテナ（36）の下側コーナーフィッティングの細長孔（33）に挿入される上側連結突起（22）と、下段コンテナ（35）の上側コーナーフィッティングの細長孔（33）に挿入される下側連結突起（23）とを具備し、
- D 下側連結突起（23）の側面には、下段コンテナ（35）の上側コーナーフィッティングの細長孔（33）内部でのロックのためのロック用留め具（28）が当該細長孔（33）の長手側方の一方側に突出するように設けられると共に、
- E **前記長手側方の他方側であって下側連結突起（23）の係止板（21）との接合部には、上段コンテナと下段コンテナの連結動作中に細長孔（33）の構成壁に当接して前記ロック用留め具（28）を細長孔（33）内部のロック位置へと案内するように傾斜した導入面取り部（30）が設けられており、**
- F 前記ロック用留め具（28）には、コンテナを分離するために上段コンテナ（36）

を持ち上げたときに細長孔（33）の構成壁に当接する部分に、下側連結突起（23）をロック解除位置へと案内するように傾斜させた傾斜ショルダー面（34）が設けられ、

- G 上側連結突起（22）を上段コンテナ（36）の下側コーナーフィッティングにおける4つ全ての細長孔（33）にそれぞれ挿入する際、前記ロック用留め具（28）が、上段コンテナ（36）の前面のコーナーフィッティング（43）と後面のコーナーフィッティング（44）とで、それぞれ反対方向を向くように挿入し、
- H 上段のコンテナ（36）は、鉛直軸に対して回転することによって、下段のコンテナ（35）との連結または分離がなされることを特徴とする連結片。

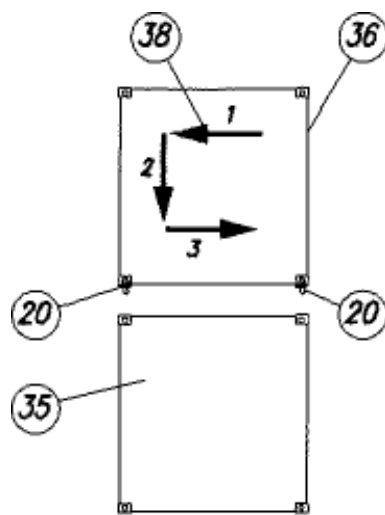
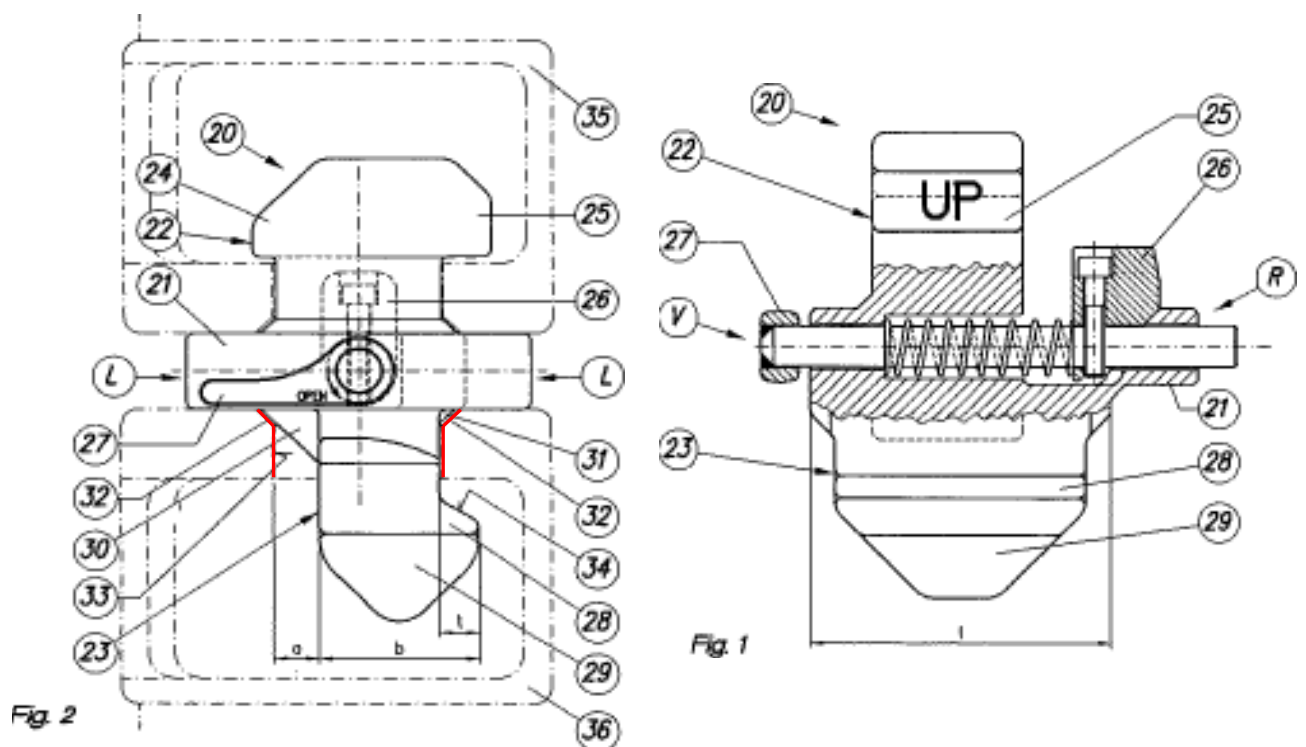
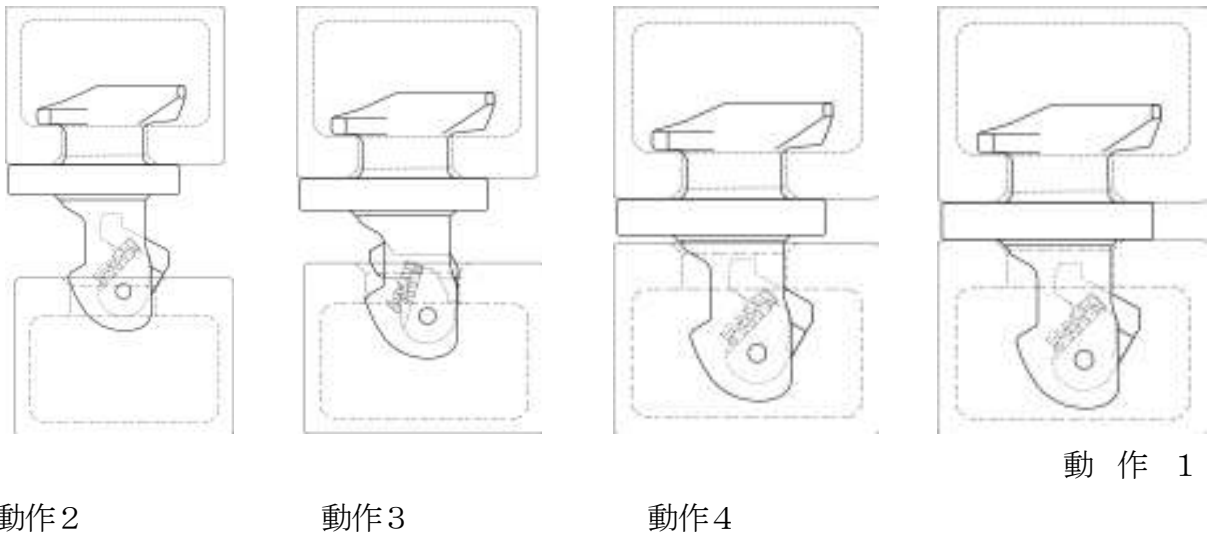


Fig. 3

(3) 被告のコンテナ連結具

被告製品は、別紙2図面のとおり、ロック用留め具が可動突部によって構成され、コンテナ連結時に可動突部が上方に回転し、へこむ構造を有している。そのため、① 上段コンテナを下段コンテナに対して下降させ、② 下部突部を下段コンテナのコーナー金具に設けられた溝穴に挿し込んでいくと、可動突部が下段コンテナのコーナー金具に設けられた溝穴の縁部に当接して上方に回転してへこみ、③ 上段コンテナをさらに下降させると、下段コンテナの溝穴を通過した時点で可動突部が戻ってロック位置に突出するという動作をするものである。



(被告の主張)

被告製品の可動突部が下段コンテナのコーナー金具に設けられた溝穴を通過した時点で、下部突部傾斜面は下段コンテナの溝穴の縁部に当接しないから、この傾斜面によって上段コンテナをロック位置の方向へ移動させる必要はないし、そのような機能もない。

そもそも、被告製品は、いったん左側に位置決めをしてから右側にスライドしてロック位置に固定するという挙動をすることがないから、そのための構成を有しないものである。

仮に、下部突部傾斜面が下段コンテナのコーナー金具に設けられた溝穴の縁部に摺接することがあるとしても、可動突部がコーナー金具の溝穴内部に突出し、ロックされた後のことであるから、「連結動作中」ではなく、「連結動作後」のことである。

3. 裁判所の判断

(1) 争点1－構成要件Eを文言上充足するか

「上段コンテナと下段コンテナの連結動作中に」とは、「上段コンテナの4つの下側コーナーフィッティングの細長孔に連結片の上側連結突起を挿入した状態で、連結片の下側連結

突起を下段コンテナの4つの上側コーナーフィッティングの細長孔に挿入し、上下のコンテナを連結させる一連の動きが現在行われている間に」という趣旨

「ロック位置」とは、ロック用留め具がその効果を生じる位置、すなわちロック用留め具が細長孔内部の長手側方の一方側と係止する場所（位置）から最終的に上下のコンテナが載置された時点におけるロック用留め具の場所（位置）まで。

出願経過から、構成要件Eの「導入面取り部」は、「ロック用留め具を細長孔内部のロック位置へと案内する」という機能を有することが必須であり、単に、上側コンテナの下降時に、上下のコンテナ間で左右方向に多少のずれがある場合でも、テーパにより係合孔の周縁部で案内されつつ下降するため、左右方向のずれが修正され、下部突部を係合孔内に確実に挿入することができるというためだけの構成のテーパ（乙4公報に係る発明）は、除外される。

被告製品では、下部突部傾斜面が溝穴の構成壁と当接する前の時点において、可動突部が元に戻り、細長孔の構成壁と係合する状態、すなわち構成要件Eの「ロック位置」に位置する。したがって、被告製品の可動突部は、下部突部傾斜面によってロック位置へと案内されるものではない。

また、被告製品は、上段コンテナを下段コンテナに対して単に下降させることにより連結がされるものであり、上段コンテナを鉛直軸に対して旋回させることにより連結がされるものではないから、本件特許発明1とは、この作用効果の点においても相違する。

（2）争点2－被告製品は本件特許発明と均等か

本件特許発明の解決手段の原理は、①ロック用留め具が下側連結突起上にコンテナの長手方向視で横に配置されていること、②連結片の形状のおかげで、上段コンテナが鉛直軸に対して旋回することにより、連結片の下側連結突起がロック用留め具によって下段コンテナのコーナーフィッティング内に係合するというものである。

被告製品では、全自動デバイスとして、上下のコンテナを連結する作用効果を奏させるため、構成要件Eの「導入面取り部」の構成によりロック用留め具を係合位置まで移動させる構成ではなく、ロック用留め具そのものを可動突部とすることにより下段コンテナの溝穴と係合させる構成が採用されている。

したがって、被告製品の課題解決手段は、本件特許発明1の解決手段の原理と実質的に同一の原理に属するものとはいえず、むしろ、異なる原理に属するものというべきである。

4. 検討

被告製品は、本件特許と比較的近い構造を有していたが、作用的限定がされた構成要件Eを充足しないと判断された。また、解決手段の原理が異なるとして、均等侵害の主張も排斥された。

機械分野の発明の特許において作用的な限定がされている構成要件については、当然ながら被告製品がその作用を有しなければ当該構成要件を充足しないし、また、本件特許と被告製品との間に構造上の相違点がある場合において、その相違点によって課題解決の原理までも異なることとなっているときは、均等侵害を主張するのは困難である。

(弁理士 加藤 真司)